

ひとり親家庭の自立のために・・・

事前相談が必要です！

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します！

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又はその児童が高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の負担軽減を図ることにより、効果的にひとり親家庭の親及びその児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業又は転職につなげていくことを目的として支給する給付金です

対象者

茅ヶ崎市に居住しているひとり親家庭の親（20歳未満の児童を扶養している者）又はその児童で、次のいずれにも該当する方

- 大学入学資格を取得していない
- 母子・父子自立支援プログラムの策定等の自立に向けた支援を受けている
※こども政策課で事前相談の際に実施します。
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる
- 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受給していない
- 納期の到来している市税を滞納していない

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの。

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる時は、この給付金の対象にはなりません。

支給額

給付金は3種類あり、それぞれの段階に応じて支給します

	通信制	通学又は通学及び通信併用
受講開始時給付金 (受講を開始した際に支給)	受講費用の40% (上限100,000円、4,000円以下は対象外)	受講費用の40% (上限200,000円、4,000円以下は対象外)
受講修了時給付金 (受講を修了した際に支給)	受講費用の50%から受講開始時給付金を差し引いた額 (受講開始時給付金と合わせて125,000円を超える場合は、125,000円から受講開始時給付金を差し引いた額、4,000円以下は対象外)	受講費用の50%から受講開始時給付金を差し引いた額 (受講開始時給付金と合わせて250,000円を超える場合は、250,000円から受講開始時給付金を差し引いた額、4,000円以下は対象外)
合格時給付金 (受講修了後、2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した際に支給)	受講費用の10% (上限25,000円)	受講費用の10% (上限50,000円)

※受講費用とは、教育訓練施設に対して支払われた入学料及び受講料(受講費及び教材費)が対象となります。補講費や補助教材費、クレジット分割払い手数料や高卒認定試験の受験料などは対象なりません。

手続きの流れ（手続きに必要な書類のうち公簿等で確認できる場合は省略可能）

1. こども政策課の窓口にて事前相談を行い、自立に向けた計画書を作成する。
※受講する方がお子さんの場合、お子さんも必ずお越しください。
 - 受講内容や受講期間、金額がわかるもの（パンフレットやチラシ等）
2. 講座受講開始日前に下記書類を揃えて受講対象講座指定申請書を提出する。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）
3. 受講開始後30日以内に下記書類を揃えて受講開始時給付金支給申請書を提出する。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書
 - 受講施設の長が、申請者が支払った経費について発行した領収書
 - 振込先口座の通帳またはキャッシュカード
 - 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）
4. 受講修了後30日以内に下記書類を揃えて受講修了時給付金支給申請書を提出する。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書
 - 受講修了証明書
 - 受講施設の長が、申請者が支払った経費について発行した領収書
 - 振込先口座の通帳またはキャッシュカード
 - 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）

～受講修了後、2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したら～

5. 合格証明書の発行日から40日以内に下記書類を揃えて合格時給付金支給申請書を提出する。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書
 - 受講修了証明書
 - 受講施設の長が、申請者が支払った経費について発行した領収書
 - 振込先口座の通帳またはキャッシュカード
 - 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
 - 文部科学省が発行する合格証明書の写し
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）

注意事項

- 対象講座の指定を受ける前に受講開始した場合は給付金が支給されません。必ず受講開始前にご相談ください。
- 対象講座の指定後に受講を取りやめた場合や受講を途中で中止した際はこども政策課までご連絡ください。
- 支給要件を満たさなくなった時（婚姻（事実婚を含む）、市外への転出、子を扶養しなくなった等）は届出してください。